

○日の出町議会政務活動費の交付に関する条例

平成24年12月14日

条例第27号

改正 平成29年3月16日条例第11号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項の規定に基づき、日の出町議会における政務活動費の交付その他必要な事項を定めるものとする。

(経費の範囲)

第2条 政務活動費は、会派が実施する調査研究、研修、広報・広聴、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等町政の課題及び町民の意思を把握し、町政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

(交付対象)

第3条 政務活動費の交付対象は、会派（所属議員が1人の場合を含む。）に対し交付する。

(交付額及び交付方法)

第4条 会派に係る政務活動費の額は、年額6万円に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額とし、毎年度一括して交付する。

2 前項の所属議員の数は、毎年4月1日現在における各会派の所属議員数とする。ただし、公職選挙法（昭和25年法律第100号）に基づく一般選挙がある年度においては、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 年度の途中において議員の任期が満了する場合、月額（年額を12箇月で除して得た額。以下「月額」という。）に、当該年度の最初の月から任期満了日の属する月までの月数を乗じて得た額（この場合の円未満の端数は

切り捨てるものとする。)を交付する。この場合において、所属議員数は、4月1日現在における各会派の所属議員数とする。

(2) 年度の途中において新たに会派が結成された場合、月額に結成された日の属する月から当該年度の最後の月までの月数を乗じて得た額(この場合の円未満の端数は切り捨てるものとする。)を交付する。この場合において、所属議員数は、当該会派が結成された日における所属議員数による。

3 年度の途中において、議員の補欠選挙により議員が当選し(繰上補充又は再選挙による場合を含む。)会派に所属した場合における政務活動費の交付については、月額に議員が会派に所属した日の翌月から、当該年度の最後の月までの月数を乗じて得た額(この場合の円未満の端数は切り捨てるものとする。)を当該会派に交付する。

4 各会派の所属議員数の計算については、同一議員について重複して行うことができない。

(平成29条例11・一部改正)

(会派の届出)

第5条 議員が会派を結成し、会派に係る政務活動費の交付を受けようとするときは、代表者及び政務活動費経理責任者を定め、その代表者は規則に定める手続により会派結成届を議長に提出しなければならない。会派結成届の内容に異動が生じたときは、規則に定める手続により会派異動届を議長に提出しなければならない。

2 会派を解散したときは、その代表者は、規則に定める手続により会派解散届を議長に提出しなければならない。

(会派等の通知)

第6条 議長は、前条第1項の規定により会派結成届のあった会派について、規則に定める手続により毎年度4月30日までに町長に通知しなければならない。

2 議長は、年度途中において、会派結成届、会派異動届又は会派解散届が提

出されたときは、規則に定める手続により速やかに町長に通知しなければならない。

(交付申請)

第7条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年度4月30日(第4条第2項第2号又は第3項の場合には、町長が別に定める日)までに規則に定める手続により、政務活動費の交付を議長を経由して町長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請事項に異動が生じたときは、規則に定める手続により、議長を経由して町長に申請しなければならない。

(交付決定)

第8条 町長は、前条第1項及び第2項の規定による交付申請に係る会派について、政務活動費の交付の決定を行い、規則に定める手続により会派の代表者に通知しなければならない。

(請求及び交付)

第9条 会派の代表者は、前条の規定による通知を受けた後、規則に定める手続により政務活動費の交付を議長を経由して町長に請求するものとする。

2 町長は、前項の請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。

(議員数の異動に伴う調整)

第10条 政務活動費の交付を受けた会派が、年度の途中において所属議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は会派からの離脱により所属議員数に減員を生じた場合で、減員を生じた月における当該会派の政務活動費に残余があるときは、当該残余に相当する額を減員が生じた日の前日における所属議員数で除して得られた額に、当該所属議員の減員数を乗じて得た額を調整額として返還しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派を離脱した議員が新たな会派を結成した場合又はその他の会派に所属した場合は、前項に規定する調整額として返還さ

れた当該議員に係る額を、当該会派に対する政務活動費として交付するものとする。

- 3 政務活動費の交付を受けた会派が年度の途中において解散した場合（議会の解散により会派が解散した場合を含む。）で、解散した日における当該会派の政務活動費に残余があるときは、当該残余額に相当する額を返還しなければならない。

（収支報告書）

第11条 会派の代表者は、その年度の政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を規則に定める手続により、領収書その他の支出を証すべき書面を添えて年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

- 2 会派の代表者は、会派が消滅した場合には、前項の規定にかかわらず、当該会派が消滅した日の属する月までの収支報告書を規則に定める手続により、領収書その他の支出を証すべき書面を添えて、会派の消滅した日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

- 3 議長は、前2項の規定により提出された収支報告書の写しを規則に定める手続により、町長に送付しなければならない。

（議長の調査）

第12条 議長は、政務活動費の適正な運用を期すため、前条の規定により収支報告書が提出されたときは、必要に応じて調査を行う等、使途の透明性の確保に努めるものとする。

（政務活動費の返還）

第13条 会派は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、会派がその年度において行った政務活動費による支出（第2条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲に従って行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。なお、会派が当該残余の額に相当する額の政務活動費

を返還しない場合、町長は当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を会派に命じなければならない。

(収支報告書の保存及び閲覧)

第14条 第11条の規定により提出された収支報告書は、これを受理した議長において、提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し前項の収支報告書の閲覧を請求することができる。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

附 則

1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

2 日の出町議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年日の出町条例第1号）は、廃止する。

3 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務活動費について適用し、廃止前の日の出町政務調査費の交付に関する条例により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月16日条例第11号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

会派に係る政務活動費の経費の範囲

項目	内容
調査研究費	会派（所属議員を含む。以下同じ。）が行う町の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費

研修費	1 会派が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 2 団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費
広報・広聴費	会派が行う活動の広報・広聴活動に要する経費
要請陳情等活動費	会派が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会議費	1 会派が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費
資料購入費	会派が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事務費	会派が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人件費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費